

おたる 12

OTARU CITY NEWSLETTER No.880

DEC. 2021
令和3年12月号

小樽市



新しくなった蒸気機関車アイアンホース号の「一等客車」に乗車する男の子。明治の雰囲気を再現した客車に興味津々でした。

- 02 雪の季節を迎えて
- 06 地域のきずな 町会に加入しませんか
- 07 令和3年度 小樽市功労者表彰
- 08 市税の納付は納期限内に！

- 09 わがまちを守る！小樽市消防団
- 10 情報パレット
- 20 まちの写真館スマイル

この広報誌は、令和3年11月16日に作成したものです。掲載しているイベント等は、新型コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があります。

おたる 12

毎月1日発行
発行・編集/小樽市総務部広報広聴課
☎0134④4111内線223、☎0134⑦4331
✉koho@city.otaru.lg.jp

小樽市役所

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
☎0134④4111(代表)
執務時間：午前9時～午後5時20分

小樽市ホームページ

小樽市



広報番組

- ☐ テレビ
 - 小樽フラッシュニュース(S T V)
毎週土曜日：午前10時25分
- ☒ ラジオ
 - 小樽市民ニュース(FMおたる/76.3MHz)
月～金曜日：午前9時40分ごろ
土・日曜日：午前9時53分ごろ
 - 明日へ向かってスクラムトライ！(同)
第1・3月曜日：午後2時
放送翌々日の水曜日：午後7時(再放送)
※FMおたるホームページからも聴くことができます。

住民基本台帳人口

(令和3年10月31日現在)

人 口：11万686人
(うち外国人人口613人)
男 4万9918人・女 6万768人
世帯数：6万2060世帯

防災関係の連絡先

小樽市消防本部 ☎②9137
小樽市水道局 ☎②8111
小樽警察署 ☎②0110

当番医の診療時間

	祝日を除く 月～金曜日	祝日を除く 土曜日	日曜日、祝日 年末年始
午前7時	夜間急病センター	夜間急病センター	夜間急病センター
午前9時	かかりつけ医等	かかりつけ医等	当番医
午後0時30分	夜間急病センター	夜間急病センター	夜間急病センター
午後2時	夜間急病センター	夜間急病センター	夜間急病センター
午後6時	夜間急病センター	夜間急病センター	夜間急病センター

当番病院は、テレホンサービス(録音による案内)☎④4618または小樽市医師会のホームページで確認できます。
○テレホンサービス案内時間
土 曜 日：午前7時～午後2時
日曜日、祝日：午前9時～午後6時
※医療相談は行っていません。



まちの写真館 スマイル

1 4年2月14日まで、「小樽・余市ゆき物語」が開催されています。新企画「冬の便り」は、専用のポストカードを投函すると1年後に届き、冬の始まりをお知らせしてくれます。この日、観光案内所に立ち寄った女性は、思いをのせて投函していました。

2 11月3日、図書館のイベント「ひろがれ、としよかん！」で、市長が絵本の読み聞かせを行いました。参加した子どもたちは、市長が読む絵本「どろんこハリー」を真剣な表情で聞いていました。

3 11月6日、「おたる運がっばと楽しく学ぼう小樽探学隊」が行われました。参加した子どもたちは小樽案内人と一緒に小樽駅周辺を歩きながら、小樽の歴史に触れていました。

4 10月16日、「ホタテのふる里『小樽・祝津』を訪ねるモニターツアー」を実施しました。昼食時には小樽産のホタテ「おタテ」を使った定食が提供され、歯ごたえのあるホタテを、参加者はあふれんばかりの笑顔で堪能していました。

「広報おたる」に掲載したあなたの写真を差し上げます。ご希望の方はお申し出ください。

100周年
北海道信用金庫

～地域に愛され一世紀、
ともに輝く未来へ～

北海道信用金庫は、令和3年
12月2日に創立100周年
を迎えました。

創設100周年記念

個人ローン特別金利プラン

このプランは保証料込みです!! 固定金利又は変動金利を選択できます。

マイカー 年1.9%	教育 年2.0%	リフォーム 年2.1%
---------------	-------------	----------------

【取扱期間】令和4年3月31日(木)まで 【保証会社】しんぎん保証基金
●上記金利は令和3年11月15日現在のものです。期間中でも金利を見直す場合がございます。
●当金庫及び保証会社の審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。
住宅ローンの仮審査申込み・ご返済シミュレーションについてもホームページから行うことができます。

北海道信用金庫テレホンバンク
0120-865-634
(平日9:00～17:00)
http://www.shinkin.co.jp/hokkaido/

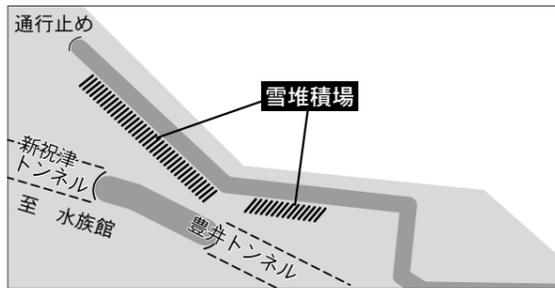
北海道信用金庫
HOKKAIDO SHINKIN BANK

商品内容の詳細、
返済額の試算、
仮審査申込みは

雪堆積場を開放します

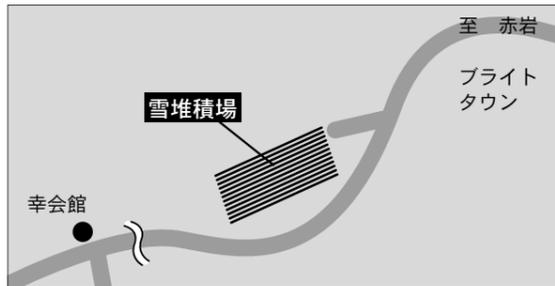
※12月31日と1月1日はお休みです。搬入期間・搬入時間を必ず守ってご利用ください。
 ※雪を搬入する際は、雪の中に空き缶など異物が入らないようにしてください。
 ※状況により閉鎖となる場合があります。事前にお問い合わせください。

① 祝津豊井浜



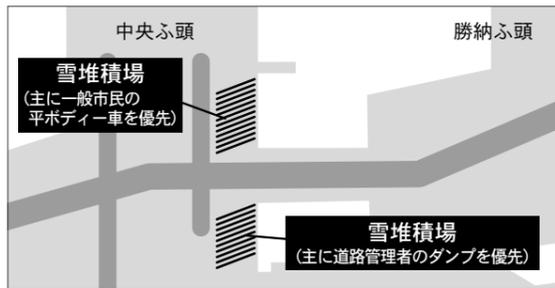
- ▶搬入期間 12月中旬～3月中旬(予定)
- ▶搬入時間 午前9時～午後5時
- ▶問い合わせ先 第5ステーション ☎@5670

② 幸1丁目



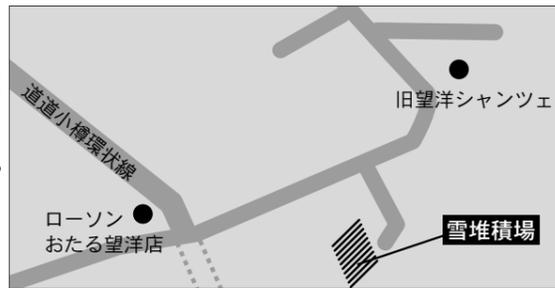
- ▶搬入期間 12月中旬～3月中旬(予定)
- ▶搬入時間 午前9時～午後5時
- ▶問い合わせ先 幸1丁目管理員詰め所 ☎@7736

③ 中央ふ頭



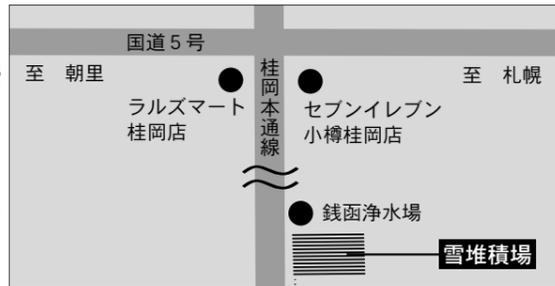
- ▶搬入期間 12月中旬～3月中旬(予定)
- ▶搬入時間 午前9時～午後5時
- ▶問い合わせ先 中央ふ頭管理員詰め所 ☎@8609

④ 望洋シャンツェ



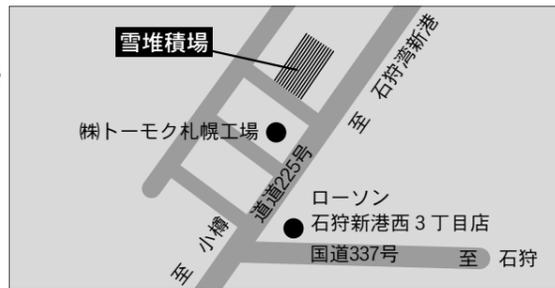
- ▶搬入期間 12月中旬～3月中旬(予定)
- ▶搬入時間 午前7時～午後5時
- ▶問い合わせ先 幸1丁目管理員詰め所 ☎@7736

⑤ 銭函浄水場



- ▶搬入期間 12月中旬～1月下旬(予定)
- ▶搬入時間 午前9時～午後5時
- ▶問い合わせ先 第4ステーション ☎@5368

⑥ 銭函4丁目



- ▶搬入期間 2月上旬～3月中旬(予定)
- ▶搬入時間 午前9時～午後5時
- ▶問い合わせ先 第4ステーション ☎@5368

貸し出しダンプ利用の流れ

町会などが、市に登録のある積み込み業者と契約して、自主的に行う生活道路の排雪に対し、市が費用を負担してダンプトラック(運転手付き)を派遣します。利用の対象となる道路は、除雪対策本部事務局へお問い合わせください。
 ◆詳細 除雪対策本部事務局(建設部建設事業室維持課) ☎@4111内線578、FAX@4469

1 手続きと注意事項をよく読んで、次の書類をご用意ください

※手続きと注意事項・申込書は、除雪対策本部事務局または建設部庶務課、市ホームページから入手できます。

<h4>申込書</h4> <p>最新の様式を使用し、実施希望日・時間は、第1希望から第3希望までを記入してください。</p>	<h4>現場見取り図</h4> <p>最新の地図を使用してください</p>	<h4>積み込み業者*の見積書の写し または 契約書の写し</h4> <p>※市に事前登録している業者</p>
--	---------------------------------------	---

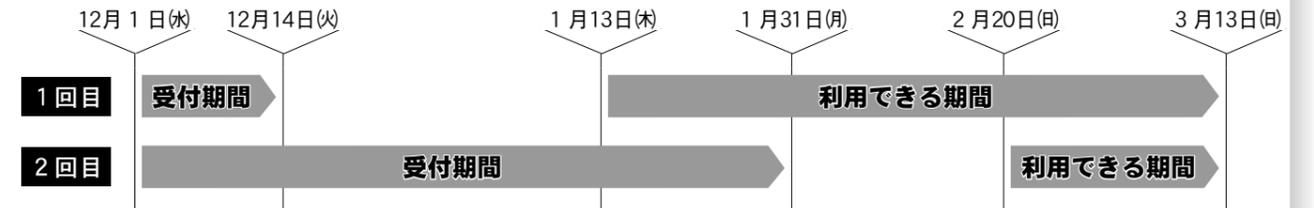
2 必要書類を提出してください(抽選会はいりません)

受付期間は、利用できる期間に応じて2回に分かれています。それぞれの受付期間中に建設部庶務課へ必要書類をお持ちください(電話での申し込みや仮予約は受け付けていません)。また、抽選会は今年度も行わず、申込書に記入されている実施希望日で調整しますので、必ず第3希望まで記入してください。

受付場所

建設部庶務課

※受付場所が市役所別館5階から建設部庁舎2階(花園5丁目10番1号)へ変更となりました。

3 ダンプトラック(運転手付き)を派遣します

作業実施前に小樽警察署に道路使用許可を申請し、道路使用許可証の写しを除雪対策本部事務局に提出してください。詳しくは積み込み業者へご相談ください。また、作業中は必ず交通整理員を現場に配置してください。積み込み業者へ積み込みにかかる費用を支払った後、令和4年4月28日(木)までに「領収書の写し」を除雪対策本部事務局に提出してください(郵送可)。



ご利用の流れを
ご覧ください。

Q 幹線道路は除排雪するの
に、生活道路で除排雪しない
路線があるのはなぜですか？
A 幹線道路は、円滑な交通を
確保するために、適宜、除雪す
る必要があるほか、一定の道
路幅員があることから、継続
して除雪することができま
す。一方、道路幅員が狭い生活路
線は、除雪した雪を道路脇に
置くことができないため、除
排雪できない路線があります。
融雪期に道路がザクザクにな
るときは、できる限り除排雪す
るよう努めていきます。なお、
町会等が自主的に生活道路の
排雪を行う際は、市が無償で
ダンプトラックを派遣する
「貸出ダンプ制度」を利用す
ることができま
す。詳しくは、
4ページの「貸
し出しダンプ
利用の流れ」を
ご覧ください。

Q 雪が降っていないのに除雪
をすることがあるのはなぜで
すか？
A 除雪作業を見合わせた日の
翌日や、車両の走行に支障と
なる判断したときは除雪作
業を行う場合があります。

除排雪 Q&A

市民の皆さんから多く寄せられる疑問についてお答えします。

Q 除雪した後、家の前に雪を置いていくのはなぜですか？
A 市の除雪作業は、限られた除雪機械で、交通量の少ない深夜から通勤・通学時間の前までの短時間で完了させなければならぬことから、道路脇に雪を寄せる「かき分け除雪」を実施しています。このため、これに伴い発生する「置き雪」は、沿道の各ご家庭で処理していただくようお願いしています。なお、「置き雪除雪」については、本誌11月号をご覧ください。

Q 雪が降ったのに除雪しないのはなぜですか？
A 明け方に降雪があり、通勤・通学時間までに除雪作業を終えられないときや、初冬期や春先など、日中の気温上昇によりすぐに解ける見込みがあるときは除雪を行わない場合があります。

一緒に町会で活動してみませんか？

現役
大学生



ベイビュータウン町会役員
まつやまゆうき
松山優希さん

私は高校1年生の時に町会活動に興味を持ち、お手伝いを始めて、2年生の時に町会長の勤めでベイビュータウン町会の青少年体育・文化部副部長に就任しました。主に夏休み期間中のラジオ体操や近くの公園で開催する町会の運動会など、町内に住む子どもたち向けのイベントを担当しており、町内の皆さんに楽しんでもらいたいという思いで活動しています。

私自身、町会活動は住みやすく生活しやすい町づくりのために必要だと思っていますが、市内の町会は会員数が減少しており、規模も縮小しているようです。町会活動は大変なこともあります、子どもたちの笑顔が見られたり、力を合わせてやり遂げる達成感があったり、とてもやりがいがありますので、ぜひ皆さんも参加してみてください。そして、そこでいいなと思っていたら、一緒に活動してみませんか。



小樽市総連合町会会長
ほりくちまさゆき
堀口雅行さん

小樽市総連合町会は、現在149の町会で構成されています。さらにその町会が20の地区連合町会に所属し、それぞれの地域の実情に応じた活動を進めています。しかしながら、毎年、本市の人口が約2000人減少する中で、どのように地域の活力を維持していくのが大きな課題であり、特に、役員の高齢化と後継者不足は深刻です。ただ、町会運営は、役員のみが担うものではなく、地域に暮らす一人一人の「支え愛」があつてのものです。各町会では、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、縮小・廃止していた事業を徐々に再開しようと考えているところですよ。

総連合町会では、今後とも、市や他団体などとも連携しながら、皆さんにこのまちに住んで良かったと思ってもらえるよう、活動していきます。

まずは、実際にどのような活動をしているのか、参加し体験してみたいかがでしうか。皆さんのご理解とご協力をお願いします。お住まいの地域の町会の連絡先はお問

い合わせください。
◆お問い合わせは、生活安全課 ☎4111内線226 ☎
②1345、または、総連合町会事務局 ☎②1933へどうぞ。



地域のきずな

町会に加入しませんか

～支え合おう！みんなの町会活動～



現在、市内には149の町会があり、さまざまな活動をしています。ここでは、その町会の役割や活動をご紹介します。まだ町会に加入していないご家庭は、ぜひ町会への加入を考えてみてはいかがでしょうか。

町会運営の大きな問題

市内における町会への世帯加入率は、令和3年7月末現在、71・6%で、昭和62年度の92・1%をピークに減少しています。この原因としては、少子高齢化や核家族化が進んだことに加え、若い世代が町会に加入しないことや、近隣の住民同士との関係が希薄になっていることなどが挙げられます。

このように、町会に加入しない世帯や町会活動に参加しない世帯が増えることは、町会の収入不足、そして、役員の高齢化や委員の成り手不足にもつながり、一人の役員が複数の役職を兼務するなど、負担が大きくなります。これは、町会を運営するに当たって大きな問題となっています。

「自分たちのまちは 自らたたく心」

平成30年の北海道胆振東部地震の際には、市内でも、町会の役員が地域の被害の見回りや高齢者等の安否確認、避難所の手伝い等、地域で支え

～町会の主な活動～

町会では、さまざまな活動を通して、地域住民との連携を深めています。活動の費用や町内会館の維持費等は、町会の会費から支払われています。

【快適な環境づくり】
道路や公園の清掃、草刈り、ごみステーションの設置、集団資源回収等



【地域の連帯】
新年会、敬老会、子ども会のほか、地域の祭りの開催、「おたる潮まつり」や「小樽雪あかりの路」への参加

【安全で安心なまちづくり】
街路防犯灯の設置、高齢者への声掛けや、通学路での児童生徒の見守り、地域住民の命を守るための地震や津波等の災害に備えた防災訓練等の実施



【情報伝達】
町会や市役所などの行政機関からの連絡事項等を閲覧板等を通じてお知らせ、町会のホームページを作成

令和3年度 小樽市功労者表彰

小樽市功労者として社会民生部門から1人を表彰しました。



あらた かずまさ
荒田一正さん (74歳・松ヶ枝2丁目)

<社会民生部門> 本市の安全・安心に貢献

小樽危険物安全協会会長として災害の予防や危険物保安意識の向上に取り組まれるとともに、公益社団法人小樽法人会会長として税知識の普及と納税意識の高揚に携われ、また、小樽地区保護司会会長として再犯防止や更生支援にご尽力されました。これら多くの分野にわたる活動を通して、本市の安全・安心に多大な貢献をされました。

合う「共助」が極めて重要な役割を果たすことが再認識されました。
現在、9町会が「自分たちのまちは自分たちで守る」を目的とした自主防災組織を結成しています。自主防災組織を結成することで、今後想定される災害に備え、町会が市と連携して防災訓練を実施し、「災害に強いまちづくり」を確立するとともに、住民同士の結束を強めることにもつながります。
安全で安心なまちづくりにおける町会の必要性はますます

す高まっているため、このような活動をさらに広めていく必要があります。
まずは町会活動に参加してみませんか？
住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、住民同士の支え合いが大切です。町会では、若い子育て世代や学生などをはじめ、皆さんのマンパワーを求めています。さまざまな世代の会員が意見を出し合って町会を運営することは、住民同士の強い結びつきにもつながります。

小樽市消防団にはいろいろな人が在籍

小樽市消防団は、「わがまちを災害から守る」という使命感のもと、地域に密着した防災機関として活動しています。団員には、活動服や安全靴が支給されるほか、報酬や手当が支給されます。

在籍者データ



多種多様な災害に備え、火災予防を啓発する

団員は、基本的に自宅または職場、学校の管轄区域の分団に入団し、地域の防災リーダーとして活動します。さまざまな災害を想定した訓練のほか、救急講習を実施するなど、活動の幅を広げています。

活動内容

- 消防出初式** 毎年1月、火災予防に対する意識を高めるため、消防職員と消防団員が一同に集結し、消防出初式を行っています。
- 防火の日** 毎月10日の防火の日に、管轄地域を巡回し、防火の呼びかけを行うほか、自分たちの資機材の点検等を行います。
- 救急講習** 応急手当普及員の資格を持つ団員が指導者となり、他の団員が胸骨圧迫やAEDの取り扱いなどを習得します。
- 消火訓練** 効率的に放水するため、ホースの延長方法や資機材の取り扱いなどを習得します。
- 土のう積み訓練** 水害時の被害を最小限にするために使用する土のうの作成と、効率的な積み方を習得します。
- 要救助者救出訓練** がれきに挟まれ、動けなくなっている人の捜索方法や、救助に必要な技術を習得します。

あなたの力を貸してください

近年、全国的に消防団員が減少しており、小樽市も例外ではありません。消防団では「いざ」というときに活動してくれる人を求めています。仕事や学校、プライベートも大切にしながら、無理なく「できることを、できるときに」の姿勢で始めてみませんか。

入団までの流れ



小樽市消防団

小樽市には18分団から成る消防団があり、それぞれの管轄地域を守るため日々活動しています。今回は、この消防団について紹介します。
 ◆お問い合わせは、消防本部総務課(消防団担当) ☎011-330-2511
 syobo-dan@city.otaru.lg.jp <メール>



市税の納付は納期限内に!

市では、行政サービスの大切な財源である市税を確保し、きちんと納付している多くの皆さんとの公平性を保つため、滞納整理に取り組んでいます。ここでは、その取り組みについてお知らせします。滞納は放置せず、困ったときには必ず納付相談をしてください。



行政サービスを支える
貴重な財源

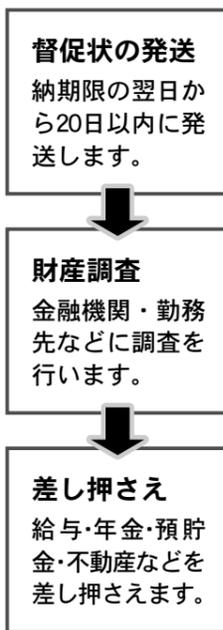
市税は、私たちが安心して暮らしていくために必要な福祉や教育、道路整備など、生活に密着したさまざまな行政サービスを支える貴重な財源で、納期限までに自主的に納めるのが原則です。

しかし、残念ながら一部の人は特別な事情もなく滞納している状況にあり、一定期間を経過すると延滞金が発生することとなります。

特別な事情のない滞納は許されません

市税を滞納することは、納期限内にきちんと納付している方との公平性を欠くとともに、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すことにつながります。

差し押さえまでの流れ



市税を滞納する場合は、納期限内にきちんと納付している方との公平性を欠くとともに、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すことにつながります。差し押さえなどにより、延滞金を含めた金額を強制的に徴収することとなります。

令和2年度 差し押さえ件数と市税充当額

差し押さえ財産	件数
預貯金	839件
給与・年金	96件
所得税等還付金	14件
その他債権	23件
不動産	84件
動産	7件
合計	1063件
市税充当額	6136万円

市税以外の未収分も徴収を行っています

平成29年度から、国民健康保険料、保育料、道路占用料などの滞納のうち、徴収困難な案件は納税課に移管し、差し押さえなどによる徴収を行っています。
 【令和2年度】 移管件数 115件
 徴収額 2050万円

金融機関窓口以外でも納めることができます

【口座振替】 申し込むと、口座から自動で引き落としされます。申し込みは次のいずれかの方法で行うことができます。
 ●申し込み
 ①年度初めに送付している納税通知書の最後のページにある申し込みはがき(口座振替依頼書)に必要事項を記入し、押印の上、投函してください
 ②預貯金通帳と印鑑、納税通知書を持って市役所別館2階納税課または市内の金融機関・郵便局で申し込んでください
 【クレジット納付】 インターネットから、24時間いつでもどこでも納付することができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。
 【夜間相談窓口】 日中、忙しくて時間がなく、なかなか相談や支払いに行けない方へ「納税夜間相談窓口」を開設しています。お気軽にご利用ください。
 ●とき 毎週木曜日の午後8時まで
 ●ところ 市役所別館2階納税課



特別な事情がある場合は早めにご相談ください。

市税は、定められた期限までに納めるのが原則ですが、災害、盗難、失業、病気など、納めることができない事情がある場合は、早めにご相談ください。

市では、今後も公正で公平な税の負担について市民の皆さんの理解を得ながら滞納額の縮減に努め、収入の確保に向けて取り組んでいきます。
 ◆お問い合わせは、納税課 ☎011-330-2511
 5へどうぞ。